

東京オリンピック・パラリンピックおだわらプロジェクト推進会議設置要項

1 目的及び設置

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会をスポーツ振興、都市セールス及び経済活性化の好機と捉え、本市の魅力を高めるとともに、世界に発信することにより、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、東京オリンピック・パラリンピックおだわらプロジェクト推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

会議においては、次の事項について検討する。

- (1) スポーツ振興に関すること。
- (2) 本市の魅力の発信に関すること。
- (3) 経済・観光振興に関すること。
- (4) その他オリンピック・パラリンピックに関連する施策の推進に関すること。

3 組織

- (1) 会議は、市長、副市長、教育長及び構成員をもって組織する。
- (2) 市長は、会議の事務を総理し、会議を代表する。
- (3) 構成員は、関係部局長（企画部長、政策調整担当部長、総務部長、公営事業部長、市民部長、文化部長、福祉健康部長、子ども青少年部長、経済部長、都市部長、中心市街地整備担当部長、建設部長及び教育部長）並びに市長が必要と認める者をもって充てる。
- (4) 会議の主管部長は、政策調整担当部長とする。

4 会議

- (1) 会議は、必要に応じて市長が招集し、主宰する。
- (2) 市長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

5 推進部会

- (1) 会議の下にスポーツ振興推進部会及び経済・観光振興推進部会を置く。
- (2) スポーツ振興推進部会は、地域政策課、スポーツ課、障がい福祉課、健康づくり課、教育指導課その他必要と認める所属の職員のうちから市長が指名する職員をもって組織する。
- (3) 経済・観光振興推進部会は、広報広聴課、文化政策課、産業政策課、観光課、農政課、水産海浜課、中心市街地整備課、拠点施設整備課その他必要と認める所属の職員のうちから市長が指名する職員をもって組織する。

6 会議の庶務

会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

7 雜則

前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年8月4日から施行する。

附 則（平成26年9月30日）

この要項は、平成26年10月22日から施行する。